

船舶事故調査報告書

平成28年8月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司 邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本 美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年4月9日 04時20分ごろ
発生場所	静岡県伊東市手石島 ^{ていし} 東南東方沖 伊東港東防波堤灯台から真方位091° 1.6海里（M）付近 （概位 北緯34° 58.4′ 東経139° 08.2′）
事故の概要	遊漁船第八よしゆき丸は、南東進中、岩に乗り揚げた。 第八よしゆき丸は、釣り客5人が負傷し、船首部船底外板に破口を生じた。
事故調査の経過	平成28年4月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第八よしゆき丸、6.6トン 241-10457静岡、個人所有 10.51m（Lr）×3.02m×1.19m、FRP ディーゼル機関、316.30kW、平成2年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年5月23日 免許証交付日 平成24年4月10日 （平成29年5月22日まで有効） 釣り客A 男性 51歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客A）、軽傷 4人（釣り客）
損傷	船首部船底外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：05時22分
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客Aほか釣り客4人を乗せ、東京都伊豆大島沖の釣り場に向け、平成28年4月9日04時06分ごろ、法定灯火を表示して伊東市伊東港を出港した。 船長は、ふだん、GPSプロッターに、伊東港の東方にある手石島の北側を通過し、同島と‘手石島の東南東方約460m離れた所に位置する尾根と呼称されている岩’（以下「本件岩」という。）との間を

	<p>南進した後、南東進して伊豆大島沖の釣り場に向かう針路線を入力しており、その針路線を航行するようにしていた。</p> <p>船長は、出港後、予定の針路線を約8ノットの対地速力で航行し、手石島の北側から針路を南に向けようと右舵を取って変針中、本船の右舷方に赤灯を見せて北進する小型の反航船を視認した。</p> <p>船長は、反航船が、手石島の西側に向かうのか、同島と本件岩との間を航行するのが掴めず^{つか}にいたところ、右舷方に見えていた反航船の赤灯が、緑灯に変わったので、本船と右舷対右舷で通過するものと思い、舵を戻して南東進し、反航船の動静に注意を向けて航行した。</p> <p>本船は、船長が、反航船との距離を見極めながら同じ針路で航行していたところ、04時20分ごろ反航船との衝突のおそれなくなったので、南進しようとした際、突然停止し、本件岩に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が、釣り客の安否を確認したところ、釣り客全員が負傷したことを知り、また、船首船底に破口が生じたが、浸水がなく、自力での航行が可能であったので、機関を後進にかけて離礁し、伊東港に帰った。</p> <p>船長は、釣り客を下船させた後、04時39分ごろ119番に通報して救急車を要請した。</p> <p>釣り客5人は、救急車で病院に搬送され、釣り客Aが、全治約2週間の頭部挫創、両肩関節打撲症と診断され、ほかの釣り客4人は、肩、顔面の打撲、唇の切創等であった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.75m、船尾約0.80mであった。</p> <p>本船内には、定員分の12着の救命胴衣が保管されていたが、釣り客5人は、本事故当時、各自が持参した救命胴衣を着用していた。</p> <p>本件岩は、水上岩であったが、標識灯がなかったので、船長は、ふだん、夜間航行を行う際には、レーダーで手石島及び本件岩を確認するようにしていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、手石島東南東方沖を南東進中、船長が、反航船の動静に注意を向けていたことから、予定針路線より東側に逸れて本件岩に向けて航行していることに気付かず、本件岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、反航船との距離を見極めようとしていたことから、反航船の動静に注意を向けていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、手石島東南東方沖を南東進中、船長が、反航船の動静に注意を向けていたため、予定針路線より東側に逸れて</p>

	本件岩に向けて航行していることに気付かず、本件岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間、岩礁等の存在する狭い海域で他船と行き会う時は、レーダー及びGPSプロッターで船位を確認しながら、岩礁等の危険物に注意して航行すること。

付図1 事故発生経過概略図

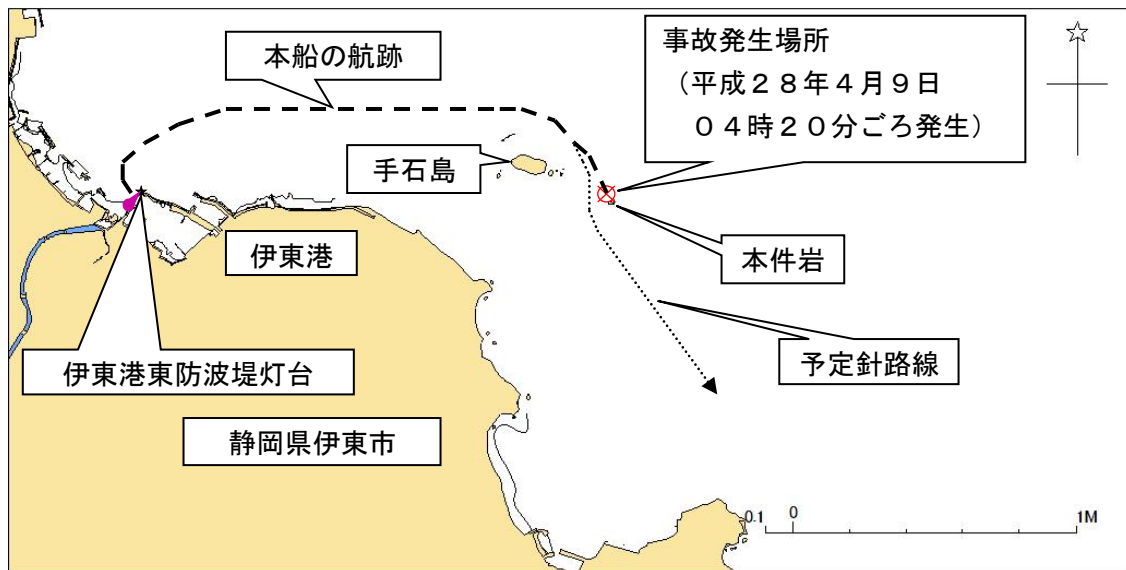


写真1 本船

